

第3回 選挙区及び定数に関する在り方調査会 会議録

日 時：令和元年12月9日（月）14時00分～16時00分

場 所：都道府県会館4階407会議室（東京都千代田区平河町2-6-3）

出席委員：（8名）金井利之座長、磯崎初仁委員、岩崎美紀子委員、大橋正春委員、
加藤一彦委員、高橋秀禎委員、谷口尚子委員、原田大樹委員

出席者：中嶋年規議長

（事務局）袖岡静馬政策法務監、川合将之主任

傍聴者：1名

金井座長

ただいまより第3回選挙区及び定数に関する在り方調査会を開会したいと思います。
最初に、資料確認をお願いします。

事務局（袖岡政策法務監）

事務局の袖岡でございます。それでは、資料の確認をさせていただきます。まず、事項書として2枚ホチキスで留めたものがございます。それから、資料1として先日の現地調査の報告書、資料2としてA3のものを1枚、それから参考資料として前回の会議の概要でございます。資料としては以上です。

金井座長

資料についてはよろしいですか。参考資料の会議録ですが、この会議で確認するのではなくて、皆さんに個別にご確認いただいて、全員の確認を取って確定という手続きを取っているということでございますので、ご了解いただければと思います。

それでは、事項書に沿いまして、まず1の現地調査の報告について入りたいと思います。現地調査に参加された委員の皆様におかれましては、大変お疲れ様でございました。私は参加すると言いながら、諸般の事情で急に欠席することになって、誠にご迷惑をおかけいたしました。本当に申し訳ございませんでした。現地調査の内容について、委員間で共有するために、報告書を作成しておりますので、事務局からご説明いただければと思います。

事務局（袖岡政策法務監）

資料1をご覧いただきたいと思います。1枚めくっていただきまして、2ページです。まず、調査年月日が令和元年12月1日から2日の1泊2日でございます。参加いただい

た委員は、磯崎委員、岩崎委員、大橋委員、加藤委員、谷口委員の5名で、谷口委員は南伊勢町の調査のみでございました。

それでは、3ページの行程をご覧いただきたいと思います。まず、1日目につきましては、南伊勢町議会で調査、それから、夕方に奥伊勢フォレストピアの調査、2日につきましては、尾鷲市役所で調査をした後、尾鷲市内の集落として三木里町の方を、熊野市内の集落として波田須町の現況確認をしていただきました。それから最後に、三重県熊野庁舎の方を調査いただいたということです。調査内容が一番右の欄にございますが、南伊勢町、奥伊勢フォレストピア、尾鷲市役所に関しましては、人口減少時代における課題やそれに対する取組につきまして、それぞれの立場での関係の調査をさせていただいたということです。最後の熊野庁舎については、これは県の関係ですので、紀南地域における県の業務及び施設等について調査をしていただいたということです。

それから、4ページ以降が調査の概要ということで、それぞれの調査の中身を記載させていただいております。量が多いので、主として人口減少に関する現状や課題を中心として、簡単にご説明をさせていただきたいと思います。

まず、4ページの(1)南伊勢町議会の調査の部分です。説明の概要というところで、1つ目のポツとして、将来人口推計によると、県内でも特に県南部は2045年に向かっての人口減少のスピード、大きさが激しい。南伊勢町で言えば、2015年に12,788人いた人口が、2045年には3,892人と約70%減少していく。さらに、高齢化率も今でも50%近くあるが、将来的には70%を超すと推計されているということです。2つ目ですが、その将来予測を踏まえた課題としては3つあるということで、1つ目は「まちの活気・賑わい」の喪失、2つ目は、「まちの担い手」の喪失、3つ目は「まちの維持のために必要な1人当たりのコスト」の高まりだということでした。こうした課題に対する取組として3つのキーワードでやっていくということをご説明いただいたところです。

続きまして、10ページをご覧いただきたいと思います。(2)としまして、奥伊勢フォレストピアの調査の概要です。その下の説明の概要のところですが、まず1つ目として、大台町、特に旧宮川村域は、1950年代には宮川ダム建設工事が行われていたことなどにより、人口が急増したということで、大台町と宮川村が合併をして、現在の大台町となっております。近畿圏への労働者流出等により、1970年代に急激に減少したということです。その後、名古屋圏にも流出するようになったが、近年は子育て環境の重視などによって、県内に残る若者も多い。将来は高齢人口も減少していく見込みである。それから、2つ目として、大台町、特に宮川村域の産業構造としては、第1次産業とそれに伴う第2次産業に依存した形となっている。具体的には、林業及びそれに伴うしいたけ等の林産物の生産や製材業、松阪牛生産等の畜産業、茶業等の農業などであるということです。特に林業が

盛んであったのですが、昭和 50 年代以降、バブル経済崩壊や外材輸入により木材価格が低下し、林業が産業として成り立たなくなりました。それに追随しまして、製材業などの第 2 次産業も衰退をしていったということです。3 つ目として、町内全地域で人口減少の進展が大きな課題となっている。大台町全体で、かつて 2 万人近くいた人口が 1 万人を切っており、半減した。また、限界集落だけでなく、消滅集落も出てきている。一方で、I ターンでそれらの地域に入りたいという方はいらっしゃる。そういう方たちに地域を守ってもらうというのも 1 つの考え方である。人口減少を阻止することは無理なので、人口ピラミッドの適正化に町として取り組むべきだとも考えているということです。

続きまして、15 ページをご覧くださいと思います。15 ページは (3) として、尾鷲市役所の調査の概要です。説明の概要として、まず 1 つ目ですが、尾鷲市の人口は平成 27 年時点で約 18,000 人、65 歳以上の高齢化率は約 42% である。人口のピークは昭和 35 年の 34,000 人であるが、現在は約半分に減ってしまっているという状況です。あと、紀伊半島の方は、自動車専用道路の整備が遅れているということでしたが、近年は高速道路が尾鷲の方までつながってきていて、アクセスの利便性が高まったという状況でございます。3 つ目ですが、産業としては、漁業、林業が中心ということで、漁業については、定置網・底引網の漁船漁業ですとか、マダイ・ブリ等の海面養殖漁業が盛んである。豊富な魚種が水揚げされているという状況です。林業については、尾鷲市の約 92% が森林であって、豊富な雨量と急峻な地形で育てられたヒノキが「尾鷲ヒノキ」として、柱材を中心として全国へ流通をしているという状況です。下から 2 つの目の部分ですが、課題として、中部電力の発電所が昭和 39 年に設置をされていて、尾鷲市の地域経済を牽引してきた。しかし、昨年末でそれが廃止されてしまって、今後その跡地をどう活用していくか、地域の活力をどう取り戻すかというものが課題となっているというお話でした。

21 ページをご覧くださいと思います。(4) 集落の調査ということで、(ア) として尾鷲市三木里町の現況確認です。まず、概要のところの 3 つ目のポツですが、1 行目の最後の方で、平成 30 年 10 月時点では、人口が 523 人となっている。10 年間で約 3 割の人口が減少しているということです。また、高齢化率は 63.5% と高い状況にある限界集落であるということです。22 ページに写真がございます。雨が強いときで、かなり水たまりがあるという状況です。

次に、23 ページをご覧くださいと思います。(イ) 熊野市波田須町の現況確認です。概要の 3 つ目のポツですが、1 行目の終わりの方で、平成 30 年 10 月時点では、人口が 165 人となっている。10 年間で約 2 割の人口が減少しているという状況です。高齢化率は 61.8% と高い状況にある限界集落であるということです。24 ページの写真をご覧くださいと思いますが、山の斜面に人家が点在しているという状況の集落です。

1枚めくっていただいて、25ページをご覧くださいと思います。(5)三重県熊野庁舎の調査の概要です。ここでは4つの事務所から説明を受けております。まず、25ページが熊野建設事務所の説明の概要です。1つ目のポツとして、熊建設事務所の管轄する地域は三重県の一番南に位置しており、熊野市、御浜町、紀宝町1市2町で構成されている。県全体の中で、人口ベースでは2%程度であるが、面積は約1割を占めており、南北にも東西にも結構広いエリアを管轄している。2つ目ですが、熊野建設事務所では県管理の道路、河川、砂防、港湾・海岸などを所管しており、産業等を支える基盤である道路の整備、自然災害から県民の安全安心を確保するための河川や砂防等の施設整備、安全で快適に暮らせるようなまちづくり、既にできあがっている施設の適切な維持管理などに取り組んでいるということです。それでは、27ページの方をご覧くださいと思います。27ページ中段の方から、東紀州振興課の関係の説明がございまして。東紀州振興課というのは、本庁の組織でして、その熊野市駐在という位置づけになっております。1つ目のポツですが、熊野市駐在の職員ということで、主に東紀州地域の振興公社という団体に派遣をされているという形になっております。身分としては県職員ですが、市町からの派遣職員と席を並べて仕事をしているということです。2つ目のポツですが、この公社が設立された背景としては、東紀州地域は、県内でも人口減少、過疎高齢化が一番進んでいる地域であり、産業も第1次産業主体で厳しい状況にあるということがあって、県と5市町が一緒になって、広域で地域づくりや観光・産業振興に取り組んでいこうということで作られたということです。3つ目として、東紀州地域振興公社は、観光振興分野、産業振興分野、総務・地域おこし分野という3つの柱で取組を行っているということです。28ページをご覧くださいなのですが、下の方から熊本農林事務所の説明の概要を記載しています。1つ目のポツですが、紀南地域は約83%が森林で、耕地は45%しかないが、温暖な気候や美しい自然があり、豊かな農林水産物に恵まれている。しかし、人口減少や農業者の高齢化、地域力の低下といった問題に直面している。そういう状況の中、熊野農林事務所としては、地域の農林業及び農山村の振興を図るために、多様な担い手の確保・育成、かんきつ類をはじめとするこの地域に適した農産物の生産振興、生産基盤・生活環境の整備、獣害対策、治山対策の推進などによる森林保全及び林業の振興などの取組を行っているということです。1枚めくっていただきまして、29ページの一番上のポツをご覧くださいなのですが、この地域の問題として1つ例を挙げると、新規就農者がこの6年間で36人、1年当たり6人しかおらず、厳しい状況となっているということでした。それから、30ページですが、紀南地域活性化局になります。説明の概要で、まず1つ目として、紀南地域の課題として、まず南海トラフ地震がいつ起きてもおかしくない状況にある。また、少子高齢化や若者の定着が進んでいないという問題もある。そこで、紀南地域活性化局では、防災対策や地域

づくりに取り組んでいるということです。1つ飛ばして3つ目のポツですが、地域づくりについてはというところで、当地域は、少子高齢化、人口減少が他地域より進んでおり、こうした課題に対して、県と市町が連携を強化し、協働して地域づくりの基盤整備等を推進していく必要があるということでした。簡単でございますが、以上でございます。

金井座長

ありがとうございました。細かい内容はこの資料の方をご覧いただければと思うのですが、現地調査に参加された委員の方から何か補足や感想があれば、ぜひお出しいただければと思います。いかがでしょうか。

磯崎委員

今ご報告のあったとおりで、非常に短期間に的確にまとめていただいたと思います。

実は、調査といってもそれぞれの訪問先では時間が1時間ぐらいで、そのうち30分から40分は説明があつて、残り20分で質疑という感じでした。そういう意味ではここに書いてあることでほとんど網羅しており、それほど突っ込んだ話というわけではありませんでした。移動時間がかかりかかるというのが率直な感想で、その移動時間を考えると、1箇所あたり1時間というのはやむを得ないタイムスケジュールかなとは思いましたが、逆に言うと、県内の南部地域の広さというのを感じたということでもあります。3点ほど感想がございます。

1つ目は、人口減少というのが予想以上に深刻な状況であり、社会構造の大きな変化を迎えているということです。南伊勢町の場合、30年間で7割も人口が減少するという予測になっています。そうした深刻さを改めて痛感しました。また、例えば地方都市だと人口減少に伴った都市のコンパクト化のようなことが言われていますが、南部地域に関しては、平坦地ではなく、それぞれの集落が地理的に隔てられていますので、地理的な制約があるという点が大きいと感じました。もちろん公共交通機関や道路はありますが、十分とは言えないと思いますし、集落がそれぞれ維持されていて、それぞれが小さくなる時にどういった地域政策があり得るのかということを感じさせられました。

2つ目として、議会との関係は事前の質問事項の中で出ていますし、こちらからも必ず聴くようにいたしました。地元選出議員とどのような連携を図っているかといった質問ですが、これについては、少し建前論的かなとは思いましたが、「議員とは密に連携させてもらっている」ということでした。ただ、定期的な集まりということではなくて、それぞれの会合や、あるいはお願い事項があつたら地元選出議員に相談はしており、そういう意味では密な連絡をしているという、そういう説明でした。

それから、3つ目ですが、この研究会の動きについては地元メディアが注目しており、現地調査の風景などもテレビカメラが回っているような状況で、最後の会場では質問も受けました。まだ序盤ですのでこちらも十分答えられることがなかったのですが、県内のメディアが注目していることは非常に感じました。そういう意味では、我々の責任が重いなということを感じました。

金井座長

ありがとうございます。他の方はいかがですか。

大橋委員

各地域において、県が積極的に関わってくれているという発言がかなり印象的でした。

金井座長

ありがとうございます。他の方もぜひお願いします。

岩崎委員

人口減少時代におけるというテーマを最初から相手に振っているのも、それに対する反応や答えが多かった中で、南伊勢町だと思いますが、この話はもう5年前くらいにやっていることで何を今さらという気もするというような、既に積極的に取り組んでいるという姿勢を示されていたことが印象的でした。人口減少の問題を本当に痛切に感じているという印象でした。

それから、もう1つ気付いたのは、県とのつながりについて尋ねた中で、県と積極的につながっているという答えがあったのですが、あらためて、首長、県を運営する側の執行部と議会の関係というのを考えさせられました。県も市町村もそうだと思いますが、経営からすると執行部の方が中心になると思うのですが、そうすると、合議体で住民の代表である議会というのがどのような違う役割を果たせるかというのを、二元代表制というのはずっと問題になっていることでありますけれども、あらためて現場で感じました。

金井座長

ありがとうございます。

加藤委員

現地調査では、磯崎先生どうもご苦労様でした。てきぱきと進行していただきありがとうございます。

とうございました。

私が印象に残ったのは、各自治体の調査先で話を伺った方々と議会との対話の公式なルートがないのだということがわかりました。むしろ議会ではなくて、知事と首長との対話集会みたいなものはやっている。今日配られた現地調査報告書の16ページの下から2番目のポツで、「三重県知事と市長の一対一対談」というのがあって、これが公開の場で行われて、住民もそれを聴けるというようなことはやっているということでした。一方で、議会とはそういう公式な制度みたいなものがないというのが1つ私としては収穫でした。

もう1つは、前回、原田委員が、現地調査として南部には行くけれども北部には行かなくてもいいのか、という指摘をされたと思います。そのときにはあまり感じなかったのですが、実際に南部に行ったら、やはり北部も行かないと確かにバランスが悪いなというのは実感しました。

金井座長

ありがとうございます。北部地域への現地調査の問題は、また後でご議論いただければと思います。

谷口委員

私は最初の南伊勢町議会しか参加していないので恐縮なのですが、南伊勢町議会様は議員定数を削減されていて、人口減少がありましたので、そのサイズに見合った定数に減らしましたということでした。また、無投票当選といいたいまいしょうか、選挙が行われないうちもあったということでした。それは議員定数の削減のきっかけではないということでしたが、なり手不足問題というのは町議会においても深刻な状況になっていると感じましたし、いろいろ対策を考えているところであるということでした。

また、先ほどご指摘があったように、職員レベルでは県の職員に対して直接相談に行くということもあり、また、地元選出の県議会議員との関係もあるということでしたが、議会对議会ということになると、なかなかコミュニケーションのルートは難しいというお話があったので、そこに注目いたしました。

金井座長

ありがとうございました。参加されていないお2人から何か質問や感想があればお願いいたします。

高橋委員

たいへんお疲れ様でございました。所用がございまして参加できず申し訳ございませんでした。

1点質問ですが、ヒアリングの相手方というのは、基本的には行政関係者がほとんどかなと思っているのですが、住民の方の意見のようなものは、そのヒアリングの中で垣間見るようなことができたのか、確認させていただければと思います。

磯崎委員

直接住民の方から聴くという機会はなかったと思います。南伊勢町は議長様に対応いただき、尾鷲では市役所、熊野では県の出先機関というふうに、相手方も変えてバランスを取っていただいたのかなと思います。住民の話を直接聴くことはございませんでしたが、集落に行って、集落の状況を確認したということはございます。また、生活上どういふことに困っているのか、バスの便はどうなっているかなどを市の職員に聴くことはありましたが、直接住民の意見を聴くということはございませんでした。

金井座長

原田委員、何かございますか。

原田委員

この調査会の調査の目的は、人口減少・地方創生時代における県議会の在り方や果たすべき役割という中で、この点に関して、この報告書には直接表れていない印象でもいいのですが、多分こういうことを期待しているとか、こういうことが果たすべき役割だと思っているというふうに何か感じられたことがあれば、お教えいただければと思います。

大橋委員

先ほどもお話がありましたが、人口減少や地方創生に関して、何を今ごろやるのだ、既にやっているという話が印象的でした。

金井座長

動きが遅いというのは、議会の動きが遅いという意味でしょうか。それとも、そもそも県自体としても遅いということでしょうか。

大橋委員

こういう話を今ごろやるのが遅いということだと思います。自分のところは定数を減ら

して、あるいは定数を減らすけれども、それぞれの議員の役割として全体の代表という点を強調するとか、議会としてはいろいろなことをやっているということを背景にして、そういう話が出たのかなと思いました。

金井座長

それでは、先ほど加藤委員から発言のあったこと、元々は原田委員から発言のあった北部地域の現地調査についてはどうでしょうか。事務局から何かありますか。

事務局（袖岡政策法務監）

事務局として説明をさせていただきます。先日の現地調査に日程を追加するような形で、北部の方に行くという日程調整をさせていただいたところ、申し訳なかったのですが、先生方のご都合もございまして、調整がつかなかったという事情がございます。今後あらためて実施するということでしたら、日程調整はあらためてさせていただきたいと考えております。北部の地域だけでございましたら、日帰りで調査をしていただくことも可能ではないかなと考えているところでございます。

金井座長

そういうことであります。北部の調査もできたらしようというところでしたが、日程調整がうまくいかなかったという話ですが、いかがでしょうか。

岩崎委員

北部を調査するときに、ぜひ県議会を傍聴させてほしいと思います。

金井座長

三重県議会の傍聴ですね。他にはいかがでしょうか。

大橋委員

今回の現地調査は、南部地域における人口減少の課題という聴き方をしていますよね。そうすると、北部を調査するとき、北部地域における人口減少の課題ということをお聴くのか、それとも、南部地域における人口減少に対応して北部としてはどのように考えるかということをお聴くのでしょうか。南部地域と同じように、北部の人口減少の課題という捉え方で聴くのか、南部地域に対して色々な県の施策がなされていることについて北部としてどういう意見を持つのかということをお聴くのか、そこは決めておく必要があると思います。

金井座長

いかがでしょうか。もし原田委員から何かあればお願いします。

原田委員

私が前に考えていたのは後者でしたが、ただ、南部の方の調査がかなり人口減少にシフトした聴き方をしているので、北部も人口が減少するわけですから、それはそれで聴くべき課題がある気がいたしますので、できれば両方ということかなと思います。

金井座長

南部も北部も人口が減少する中でという質問にするのか、南部は人口が減少するけれども北部はそれほど人口が減少しない中で南部の減少についてどう考えるのかという質問にするのかということでしょうか。その論点は、聴き方によってはかなり雰囲気が変わってきますね。他にはいかがでしょうか。

基本的には、北部地域の調査もやれたらやったほうが良いということでしょうか。実際に日程調整するといつぐらいになりそうですか。中間報告の作成前とすると、なかなか大変ではないかと思いますが、事務局どうお考えですか。

事務局（袖岡政策法務監）

以前ご希望を伺ったときには、特に中間報告までにこだわる必要もないというご意見もいただいていることはございますが、そこはお決めいただければと思います。

金井座長

とりあえずは、できそうなところで日程調整をやるしかないということでしょうか。1月になってしまうと入試シーズンになるので、皆さんがそれぞれ様々な形で都合があると思います。

大橋委員

そうしたら日程もかなり調整が難しいと思うんですね。ただ、北部の意見を何も聴かずに中間報告が出るというのがどうかというのは、若干気になることがあります。

現地調査をしないまでも、なんらかの形でこの調査会で意見を述べてもらうというような機会を設けた方がいいのではないかと思います。

金井座長

この会議の場に北部の市とか出先機関の方などを呼んで、意見を聴くということですかね。そういう手もあるということですね。

事務局（袖岡政策法務監）

もしそういうことでございましたら、調整をさせていただきたいと思います。

金井座長

やはり中間報告の前に調査を行った方がいいということで、日程調整ができれば現地に行くということでしょうか。地理的感覚のことも磯崎先生のお話にあり、人に話を聴くだけではなくて、移動時間がいかに大変かということも含めてのご感想でした。北部の方はどちらかというと平野が比較的多いということもありますが、地理的感覚の面では現地に行った方がいいのでしょうか。ただ、声を聴くという意味ではこちらにお招きして話を聴くという手もあります。両にらみで調整いただければと思います。

事務局（袖岡政策法務監）

もし現地調査というお話になった場合に、1月、2月ということだと先生方のご都合はどのようでしょうか。

金井座長

忙しいと思います。

加藤委員

現地調査をするにしても、相手方がこちらに来てお話を聴くにしてもですが、具体的にどういう方をお呼びするのかを考える必要があると思います。先ほどご指摘にあったように、行政マンなのか、あるいは今回の現地調査で話を聴いたように、議会の議長さんなのか。そこも結構重要な要素でありまして、考えていただければと思います。

金井座長

おそらく南部で聴いた方と同じような方に聴かないとバランスが取れないという意味で、少なくとも今回の場合は同じような人に聴くことになるのでしょうか。住民に聴かなくていいのかという根本問題はあるとは思いますが、比較の意味では同じような立場の人から聴くしかないとは思いますが。ただ、長期的にと言いますか、中間報告以降に、こうい

う立場の人だけに聴くことでいいのかという話は出てくるかもしれないと思います。

谷口委員

北部の皆さまに何を伺うのかという点があったと思います。南部の皆さまについても、基本的には近未来の三重県を考えるということで話をいただいていると思います。現状とこれからの課題というのをお話くださっており、その一番深刻なものが人口減少というイシューであったということだと思います。北部の皆さまにおかれましても、現状と今後の課題、近未来の三重県をどう考えるかというところで、北部なりのご事情があると思いますので、人口減少に限らず、北部はどういう状況であって、三重県として北部はどうありたいのかということが聴ければありがたいなと思いました。

金井座長

そういう近未来の問題も聴くということできたいと思います。他はよろしいですか。それでは、北部の現地調査、ないしはヒアリングに関しては、事務局の方で忙しいと思いますが、調整いただければと思います。

事務局（袖岡政策法務監）

ヒアリングに来ていただくとする、1月の調査会というイメージでしょうか。

金井座長

そうですね。中間報告に活かすためには早い方がいいでしょう。

事務局（袖岡政策法務監）

わかりました。また調整をさせていただきたいと思います。

金井座長

それでは、1つ目の現地調査については終わります。

2つ目の調査であります論点整理について、事務局からお願いします。

事務局（袖岡政策法務監）

まず、今後の進め方のイメージでございます。1回目の会議のときに、今後の進め方として、中間とりまとめについて2月末を目途とすることでお決めいただいたところです。そうしますと、この会議としては年明けに後2回開催するぐらいのイメージかと思っています。

ます。そういう意味で、事務局として、前回と今回の会議で論点整理をいただき、それを基にして、次回の会議で中間とりまとめの骨子をお示しし、そこでご議論をいただき、最終的に2月に中間とりまとめをお決めいただくようなイメージで考えているところです。

資料2については、本日もご議論いただくための参考として、前回ご意見いただいたものを整理させていただいたものです。また、参考として、前回の議事概要もお配りをしています。この資料2は、大きく3つに分けてあり、一番左が「人口減少により生じる課題・対応等」、真ん中が「県議会・議員の役割や果たすべき役割」となっており、この2つが今回の中間とりまとめに関わってくる部分になると考えています。一番右側は、「県議会の議員定数及び選挙区の在り方」に関するご意見で、これは主に後半の議論に関係するご意見と考えています。

それでは資料の中身ですが、一番左の「人口減少により生じる課題・対応等」です。1つ目が「県の区域内における人口の都市集中（人口格差）への対応」で、「各市町や地域における人口減少の課題もあるが、広域自治体である県としてその区域内で人口の都市集中（人口格差）が生じているという観点から、広域自治体の議会としてどういう代表選出であるべきかを考えてはどうか」というご意見です。2つ目は、「市町の役割の補完など広域自治体として果たすべき役割の増加」として、「今後、人口減少が進む市町においては行政基盤が脆弱になり、そのときには、これまで市町が果たしてきた役割を県が補完するなど、広域自治体としての県が果たすべき役割が大きくなる可能性がある。そうしたときには、県議会に代表されるべき民意・利益も従来とは異なってくるのではないかと。例えば、これまで市町議会で代表されていた民意や利益を県議会で代表するような仕組みも考えていかなければならないのではないかと」というご意見です。3つ目は、「施策等の方向性や優先順位の適切な決定」として、「人口減少への対応に当たって、県全体の発展を考えたときには、人口減少の厳しい地域を優先するという考え方もある一方で、人口の集中する地域における雇用や産業の安定を優先的に図るという考え方もあり得る。そうした考え方をとったときに、どういった議会の在り方があるのかという整理ができるのではないかと」というご意見です。

次に、真ん中の「県議会・議員の在り方や果たすべき役割」です。まず、「代表性的問題」として、「代表性的問題や選挙の実効性が確保できているかという視点からの議論が必要ではないか」、「民主主義の質が問われているという観点が必要ではないか」、「議会において属性的反映性が確保できているのかどうかという観点が必要ではないか」というご意見です。この属性的反映性については、前回は主に女性参画という視点での発言でした。次に、「地域代表としての役割」として、「県議会議員は何を代表しているのか、地域代表として機能しているのか、あるいは地域代表であるべきなのかどうかといった視点から考

えてはどうか」、「それぞれの地域における県議会議員の役割はどういったものであり、議員数が減ることによって生じる不都合があるのかどうか、そして、その不都合は行政的な措置等で補完することはできないのかどうかという視点から考えてはどうか」というご意見でした。

一番右は、後半の議論とは思いますが、「県議会の議員定数及び選挙区の在り方」です。「1票の平等性」として、「1票の平等性として、政治的な参加の平等性と社会的な帰結の平等性があり、調査会においてどちらが正しいのかを決めることは難しい」、「政治的な参加の平等性について考えたときに、必ずしも議員数を減らさなければならないわけではなく、コストを他で減らすこと等により議員数を増やすことで、それを確保するということもあり得るし、社会的な帰結の平等性について考えたときには、例えば議員数が減ったとしても、それに代わる代替措置を講ずることで、それを確保するということもあり得るのではないか」というご意見です。それから、「選挙の競争性」として、「1人区の無投票率が高いなど、選挙の競争性が低いという状況がある中で、立候補のしやすさ等の観点から、そこでどのような選挙が行われているのか、代表性の問題や選挙の実効性が確保できているかという視点からの議論が必要ではないか」、「例えば、各地域に1人県議会議員がいることが良いと主張した際に、1人区が増えても良いのかどうか、その関係性を整理する必要があるのではないか」というご意見でした。

最後に、一番下の囲みについては、全般的なメタレベルという表現でしたが、「県議会の議員定数及び選挙区の在り方と県の政策等との関係」と整理しており、「議会において県の政策や方向性が決定されるのであるから、定数・選挙区の在り方を決めること自体が、県の政策等の決定に影響を与えるおそれがあるということに留意する必要があるのではないか」というご意見でした。

こういう形で一旦整理させていただきました。中間とりまとめのイメージとしましては、大きく3つくらいの項目を書くのではないかと考えており、例えば、最初に現状としまして、1回目の会議で説明をさせていただいたような状況を書かせていただいて、その次に、この資料2の一番左にあるような人口減少によって生じる課題や対応等のようなものを整理させていただき、3つ目としまして、この資料2の真ん中にあるような県議会・議員の在り方や果たすべき役割ということ整理させていただいたらどうかと考えています。そういう意味で、本日はこの資料2の左と真ん中の欄について、論点の追加等も含めて、ご議論等をいただけるとありがたいと思っています。説明は以上です。

金井座長

資料2は、これまで出された皆さんの意見や論点を上手く全体像としてまとめたという

この努力であります。それから、左と真ん中の欄を中間とりまとめとして囲っており、右の欄はどちらかという最終報告に入るような、より定数と選挙区に直に関係するものと整理しています。最終報告の前の段階で議論を整理しておくという意味で、中間とりまとめは、左と真ん中の欄が中心になるだろうという形で資料をまとめさせていただいているところです。

それでは、皆さんからご意見、あるいは中間とりまとめで触れるべき論点や考えるべきポイントを挙げていただければと思います。どなたからでも構いませんのでお願いします。

磯崎委員

まず、前回の議事録で非常に充実した議論が行われていることを確認させていただきました。私は所用のため欠席させていただきましたが、非常に重要な論点について議論されていると思いました。

確認ですが、この資料に即して言いますと、「地域代表としての役割」のところに、「あるいは地域代表であるべきなのかどうかといった観点から考えたらどうか」とあります。これは非常に重要な論点だと思いますが、制度上は「県民全体の代表」とならざるを得ないと思います。憲法も15条で、公務員は全体の奉仕者だと定めておりますので、県民全体の代表であって、地域の利害を代表するものではないという整理になると考えてよろしいのかどうかという確認です。ただ、そうは言っても、現実に地域のきめ細かい情報や意向を反映するという事は議会の重要な役割です。二元代表制で申し上げますと、知事は1人しかいません。県民全体の統合された意思に基づいて判断をするのが知事だと思いますが、議会はきめ細かい意向や利益を反映する、そしてオープンな場で議論をするというのが大事な役割だと思います。そういう意味では、現実としては、地域のきめ細かい声を伝えるという役割があるのかなと思います。

また、「行政的な措置等で補完する」とあります。これも非常に重要な論点だと思います。ここの「等」については、例えば、各市町村議会の議長や代表に集まってもらって県議会でそうした方の意見を聴くといったことが含まれるかどうか。行政的な措置だけではなく政治的なラインとしてそれぞれの地元の議会の意見や意向を反映させるような、それがそのまま議会の決定にはならないとは思いますが、政治的なラインを作ることも可能かどうか。私はこの「等」をそのように読みたいと思いますが、そのように広げてもいいだろうか、という意見というか確認です。

金井座長

2点目は、そういうふうに広げましょうというご意見でも構わないと思います。

1点目は、おそらく一番深刻な論点と思います。県民全体の代表という代表イメージの建前論は建前論であります、そこで議論が終わっていいのかという問題があるわけです。これは男女問題でも同じで、議員は両性の代表に決まっていますが、現実の議員に女性が少ないということを見逃していいのかということと一緒だと思います。あるいは、フランスなどで非常に問題になっていますが、カラーブラインドの建前論とカラーコンシャスの実態で、エスニックを論じてはいけないと建前で抑圧して議論することで、結果的にエスニック問題を放置するということにつながります。ですので、この地域代表の問題も、理屈は理屈として、法律論・建前論はもちろん大事ですが、多分その一歩先まで踏み込んで、政治学的・社会的に論じる必要があるかどうかというのは、大きな論点の1つになるのではないかと考えています。

大橋委員

最高裁判例では、県議会議員の定数の議論の中で、ある程度の地域代表性を認めたり、最近ではコミュニティの代表といった意見があったりしますので、まったく法的に見逃していいということではないのであろうとは思っています。

それから、この資料2の左側と真ん中の関係として、どちらを先に論ずるのがいいのかというのが非常に難しいところだと思います。真ん中の欄で、現状がどうであるとか、あるいはどうあるべきだということがあって、そのあとに左の欄で、それが人口減少によってどう変容するかといった議論の仕方もあるので、真ん中の方が先の議論になるような気もいたします。もちろん左の欄の議論も真ん中の欄の議論を前提とすると関連していますので簡単には言えないと思いますが、感覚としては真ん中の欄は人口減少ということを前提にしない議論をしているように思いますので、その関係を少し検討してはどうでしょうか。

金井座長

おっしゃるとおりで、真ん中の欄は、人口減少しようとしまいと重要な問題として常にありますね。どういう順番で考えていけばいいのかということもありますし、谷口委員がおっしゃったように、人口減少だけで本当に将来の問題を見ることができているのかという問題もありますので、それも考えてみましょう。ほかにはいかがでしょうか。

加藤委員

先ほど磯崎委員から、新しい政治的ルートを構築されてはどうかというお話があったと思いますが、実は私もそういったことを考えておりました。事務局の方にお伺いしたいの

ですが、三重県議会というのは、県議会のあの議事堂で開かないと駄目なのですか。そういう法的な縛りはあるのでしょうか。つまり、三重県議会議員の51名全員が移動して、ある一定の地方自治体で議会を行うということは、法制度的に不可能なののでしょうか。私が考えているのは、議会が動けばいい、つまり巡回議会ですね。英米法では裁判所が動く、これをサーキットコートといますが、同じ発想で、議会が地区に動いてサーキットパラメントみたいなものを開けないのでしょうか。そうすれば、直接、当該地方自治体の首長や議員、あるいは住民の有力者の方が課題を投げかけて、別に解決はしなくてもいいと思いますが、そのことによって、当該地方自治体、具体的に言えば南部地域の問題の所在の在り方というのが、県議会議員全員に共有化された情報として伝わるのではないかと考えます。つまり、条例で必ず議会はあの議事堂で開催しないといけないという規定があるのでしょうか。

金井座長

井上ひさしの『吉里吉里人』で「国会議事堂（自動）車」というのがあって、議会は自動車に乗って動くというのがありました。あれは市町村の中の地区が「独立」した「国」レベルですけど、「議事堂（自動）車」という車が議会であるというのが井上ひさしの話でしたが、法的にはどうなのでしょう。

事務局（袖岡政策法務監）

法的には整理して回答させていただきたいと思います。巡回して住民の方が議員に問題を投げかけるという意味で言いますと、現在、「みえ現場 de 県議会」という形で、現場で議員が地元の方からお話を伺うという機会は、取組としてやっております。それは正式な議会、本会議ではなくて、広聴的な意味合いの取組として行っているという現状はございます。

金井座長

加藤先生は、正式な議会を開催できないかということですね。

加藤委員

もう少し言うと、三重県議会は通年議会をとっていますので、動きやすい環境にあると思います。本会議までとはいかなくても、全員協議会など、公式の形である地域で議会を開くことはできないのかという質問です。法的な問題としては、議会を招集する際の手続きなどがどうなっているのか詰めないといけないでしょう。事務局からすると突飛な提案

ですので答えにくいと思いますが、どういう形で議会を招集しているのかという点を調べて下さればと思います。

憲法の下で、国会の常会は天皇の召集になりますが、実は法律上の根拠として、国会議事堂で会議を開かなければならないという法的な根拠は必ずしもないのです。天皇の召集は、あくまでも東京に常会を開くという言い方になりますので、国会議事堂じゃないと駄目とはなっていないのですね。ところが、各都道府県レベルだとそれがどうなっているのか分からないので、後で結構ですので調べておいてください。

事務局（袖岡政策法務監）

県議会につきましては、知事が招集するということになっておりますが、また調査させていただきます。

金井座長

県庁の位置を指定する条例は、特別多数で決めますよね。あの中には議会は入っていないのかもしれないと思います。県庁を定める条例があるはずですので、そういったことも調べてみてください。

岩崎委員

フランス革命のときに、パリから議会を移すことでナポレオンが権力についたということがありますが、その時に、二院制のうちの上院に相当する長老会の決定を経て、パリ以外で議会を開くことができたということに思いを馳せておりました。国会の召集は東京でということですが、東京に議事堂があるので地名は影響するのかなという感想です。

金井座長

福島の被災地を考えますと、例えば富岡町が郡山に避難していて、郡山で議会を開いていましたから、多分地理的にも何も法的縛りはないのだと思います。県内で議会を開かなくても実はいいのではないのでしょうか。法的には、東京で三重県議会を開いてもいいのだと思います。

岩崎委員

人口減少はどここの自治体でも問題になっていて、それこそ5年前の話と言われるぐらいのことなので、人口減少というよりは、人口の地域格差、都市集中でしょうか。資料2の左上に書いてあるのですが、そういうことが選挙区の在り方にどう影響するかということ

がすごく重要な意味を持つと思いますので、人口減少という言葉は残すにしても、それによる人口の地域格差ということが重要なのかなという気がします。

それから、「地域代表としての役割」と書いてあるのですが、選挙区が「地域」か「区域」かというのが私には重要な問題意識としてあります。ざっくりと言えば、選挙区は「区域」である、つまり、議員を選ぶ選出区域であるということでしょう。しかし、地域代表というふうに考える人もいます。どちらがどうというわけではないのですが、あまり地域代表と言ってしまうと、国会議員が一番わかりやすいのですが、自分のところの選挙区に利益誘導するということが言われてきたこともあります。選挙区の在り方を考えるときに、「地域」なのか「区域」なのかというのを少し頭に入れておく方が良いのではないのでしょうか。

議会や議員の在り方は、合議機関ですから、地域代表の集まりというそれだけではなくて、例えば、もっと多元的な代表の集まりとして、地域という軸があるかもしれないし、ジェンダーという軸、年代という軸、職業という軸もあるかもしれません。そういう色々な県民の多元的な代表機関であることが、独任制の首長と違うところかなと思いますので、あまり地域代表だけを言わないほうがいいかなと思います。多元的なものの1つの軸というふうに考えてもいいかなという印象を持ちました。

金井座長

まさにそれは代表の考え方ですよね。ステイン・ロッキン的に言えば、4つのクリーヴィッジがありますから、伝統的には、中央対周辺とか都市対農村とかの地域は、重要なクリーヴィッジであったというのは一応、政治学的には言えます。けれども、ロッキン理論には性別は入っていませんね。一体何の軸で見ていいのか。逆に言えば、地域代表という視点だけでいいのかというのが、我々としては1つ論点になると思います。それから谷口先生が先ほど言われた話ですけど、人口減少というような視点だけでいいのかということもあるでしょう。もう少し広く考えないと、そもそも論点が古いと現地調査で言われていて、未来を展望するものになっていないので、我々の問いの立て方ももう少し考え直していかないと、ちょっと時代遅れの回答になってしまう可能性があるということですね。

それから、岩崎先生の「区域」と「地域」の違いということについて、もう少し説明をしていただければと思います。

大橋委員

「地域」というのは何らかの背景なり意味があって、「区域」というと機械的に決めたという、そういう感覚でしょうか。

岩崎委員

地域主義に代表されるように、やはりイズムに走ってしまうところがあって、例えば、ケベックとかカタルーニャとかちよっと大きいですが、そういう地域主義というか、文化もそこに根付いていて、一つの共同体のようなもの、歴史もあってというのが「地域」のイメージです。「区域」というと、もっとざくざくと、例えば「地域」はリージョナリズムと言いますが、「区域」はリージョナリゼーションというか、おっしゃったように線を引くというイメージです。そういうことで、このところをずっと混乱している中で、選挙区をどう考えるかということです。

大橋委員

私もよくわからないのですが、地域代表と言ったときの意味ですよね。何を代表しているのか。利害を代表しているということ、逆に言えば、地域から議員を出すということの意味というのは、その地域の利益を強調するためにあるということなのか。そうではなくて、ある種の情報というか、地域の利害や利益ではなくて、議会そのものが、全体の中で地域の情報を集めるという意味があるのか。つまり、何となく地域代表というと、自分のところの利害を考えて、他のところはともかく自分のところに予算を取ってくればよいというようなイメージで捉えられやすいと思うのですが、それ以外のものもあると思うのですよね。その辺りをどのように考えるのでしょうか。

金井座長

まさにその代表の問題をどう論じるかということでしょう。代表というのは、特定の利害に縛られないという色つきの概念なので、その色つきの概念が実態上どうなのかということもずっと議論してきている。命令委任あるいは代表委任の議論で、そこが非常に難しいのですが、多分歴史的には、むしろ衆議院が地域代表とずっと主張してきたんですよね。参議院が地域代表でなく職能代表を目指したというのが参議院のプロセスでしょうか。一方で、アメリカを考えれば上院こそむしろ州を代表するというイメージがあったりするので、歴史的に国による文脈があるということでしょう。そうすると三重県においても特有な文脈があるということはあるかもしれない。選挙区ないし地域にどういう意味を持たせているのかというのは、東京都における意味と、大阪府における意味と、三重県における意味と、ひょっとしたら文脈が違うのかもしれないので、これはちょっとまた教えていただかなければならないのですが。

地域代表とはそもそも何なのか、そういうことを言っているのか、あるいは言うべきで

ないのか、あるいは言わなくても実態上やっているのではないかという話や、あるいは地域だけを代表して女性を代表してこなかったことはいいのですかと言う問いもあります。女性だけに限らず様々なクリーヴィッジがあるはずなのに、なぜ議会になると地域の話だけが出てきて、他の話が出てこないのかなど、いろいろなものが多分出てくるでしょう。男女で言ったら、全国民代表だからといって男でも女でも関係ないでしょうとは言えないということですね。現実に出てきている話というのは。だから、地域代表の問題を論じなくていいとはならないけれども、地域だけでいいのかというのが多分問われていると思うのですね。

岩崎委員

多能的というのがキーワードだと思います。

金井座長

多能的にいろいろなものをどうやって反映するのかということですね。

高橋委員

非常に興味深いご議論だと思います。地域代表について、例えば、議会関係者の中での認識は、やはり県議会は選挙区制を採っているということから、市町村などは基本的にはその団体全体が選挙区になるわけですが、都道府県だけは選挙区制を採っていて、選挙区があるからには、当然議員もその選挙区を意識しますし、投票する選挙民の方も候補者を地域の代表として意識するだろうということでしょう。大橋先生がおっしゃったように、結局、両面あると思うのですが、やはりその選挙区の地域というものの利益を代表・代弁していくというような形と、そこに中央などいろんなところから出てくる情報というものを還元して、それがまたフィードバックされるということでしょう。そういった関係の中において選挙区制を採っているので、地域代表というふうに一般的に読んでいるということなのでしょう。先ほど地域や区域というご議論もあり、非常に面白い論点かなと思っております、一定の地域というものが認識されるとすれば、いくら人口で均衡を目指すと言っても、区域によって区分することはなかなか難しいという議論にもなるのかなと思っております、その辺もどう整理するかというのは、一つはじめをつけないといけないのかなと、今お話を聴いて思いました。これが地域代表としての役割に関するものです。

もう1点は、中間取りまとめの全体の枠組みを見ますと、先ほどから議論になっていきますように、人口減少だけでよいのかということはもちろんあると思うのですが、資料の左の欄の「課題・対応等」と、真ん中の欄の「役割」がどういう関係にあるのか、どういう

ふうに整理をすればいいのかというのが悩ましいところで、今のような項目の立て方でいきますと、例えば、「役割」の方では、「代表性の問題」や「地域代表としての役割」というような柱を立てていただいておりますが、これと「課題・対応等」がどういうふうに繋がっていくのか。反対から見れば、「課題・対応等」があるから何らかの解決方策が必要になってくるという関係にあるのか、ないのか、そういうことを意識してまとめるべきなのかどうかということですね。その辺りが私もまだよくわからない状況ですので、お教えいただければと思っております。

金井座長

第1点目の問題は、選挙区制度と地域代表の関係というのは、後にもつながる非常に大きな論点ではあると思います。ただし、2大政党制を前提にした小選挙区制論というのは、むしろ選挙区を採るがゆえに地域代表でないというロジックなんですよ。だから、選挙区制度だから地域代表になるかどうかというのは、詰めていかなければいけないと思います。

それから、市町村では全域1区ですが、事実上区割りがされている。何々さんは何々地区の代表だというのが事実上発生していて、そういう意味ではどう考えていったらいいのかというのは、1つあると思います。

また、選挙区というのはある意味でクォータ制度なんですよ。男女に対するクォータ制には抵抗しているのに、なぜ地域のクォータ制はこんなに簡単に認められているのかというのは非常に不思議な現象ではあります。クォータ制でいいのか、あるいはクォータ制だからある意味定数さえ配分すれば必ず確保できるということになるので、選挙区制度と代表、実体的に何を代弁しているのかっていう話は重要です。これは政党とかとも関わるので制度論だけでは論じ切れないのですが、非常に重要なご指摘で、最終報告に繋がる論点なので深めていかなければならないと思います。

それからもう一つの方は、我々も答えがないので高橋委員にも是非良いアイデアをいただければと思うのですが、非常に難しい問題です。一つ考えられるのは現在、例えば「自治体戦略2040」のような形で、県と市町村の役割が根本的に変わるのではないかと、あるいは奈良モデルのような形で県のイメージを設定すると、今までの議論と全然県の役割自体が変わってきて、そうしたときに、それに連動して議会の役割も変わるのか、変わらないのかということがあるでしょう。それから、今まで出てきた議論がどうしても執行部の話を中心になっていて、奈良モデルでもおそらくそうだと思うのですが、執行部は変わるけれど議会は変わらないかもしれない、ということもあります。そこら辺の県政のイメージも考えていかないと、人口減少ないし高齢化の時代にどうなるのかというのは、一つ大き

な論点だと思います。それを資料2の左側として、どういう形にするのか、どうやって議論をまとめていけばいいのか、ということだと思うのですね。

加藤委員

やはり地域代表という言葉が妙にひっかかります。国会議員は全国民の代表であると憲法で規定されているので、地域代表ということはないでしょう。全国民の代表と言ったときには、明らかに地域代表や職能代表、そうしたものを排除するというのが、非常に強い規範的な要請としてある。磯崎委員が最初に言われたと思いますが、地方議会議員というのは、やはり全住民の代表者なのではないかという指摘をされたと思います。憲法にはそういうことは書いてはいませんが、おそらくは県議会議員は全住民の代表性という要素を排除することはできないでしょう。その一方で、やはり国会議員とは違って、地域代表的な要素は持つということもあるでしょう。だからこれは、二つの要素を持っているのではないのでしょうか。要は、地元のために動く議員さんだけでは困るわけで、今度は県政というレベルで動いてくれるような議員さんも必要で、そういうものの規範要請が、全住民の代表制という意味として、あるのであろうと見ています。

もう一つは、先ほど言われたように、選挙区制を採っているから地域代表であるということは、やはり成立しないのであろうと思います。そうすると衆議院議員や参議院議員の人達は、全国民の代表者ではないというふうに読めてしまう。

また、人口減少社会という論点は古いのではないかという話ですが、これは全国規模単位で起きている話ですので、こと人口減少社会の中で三重県は、と特化する話になるのでしょうか。全体的に人口減少社会があって、こと三重県は他の都道府県とは違って、というレベルで、この人口減少社会に対峙するというところで、私たちが考えればよいのでしょうか。あるいはその論点は、それはそれとしてというふうに見た方がよろしいのでしょうか。教えていただければと思います。

金井座長

2つ目の点は、全国の流れとして人口減少などいろいろといわれており、三重県も全国の流れと比較的同じような推移をしているというふうに言うこともできますが、基本的に我々に与えられたのは、三重県におけるという、三重県の問題の解決を求められているでしょう。この調査会で得られた答えが他県で通用するかしないかというのは、それはまた別の文脈なので、まず基本的には、三重県にとってベストな解決を目指すというのが我々の責任だと思います。ただ、全国的に通用しない議論をしてもしょうがないということはあるので、説得的である必要があるとは思いますが。

原田委員

私の理解ですと、資料の1番左側「人口減少により生ずる課題・対応等」の1番目の「人口の都市集中」というのは、結局のところ人口比例で選挙区を組むと、格差が大きくなるか、人口がない地域から議席がなくなるか、あるいは大きな選挙区になるかという問題が生じるということを意味していて、2番目の「市町の役割の補完」というのは、これは先ほど来、岩崎先生がおっしゃっている多元的な代表制にする必要があるかどうかという点と関係している問題だと思いますので、資料の左と真ん中の欄とは、かなり密接に関係しているものと理解しています。1番下は、もっとメタレベルというか、政治的な決定としてどうするかということなので、必ずしもその次の役割論とは結びついていないのかもしれませんが、しかし、人口の都市集中と新たな役割という点から、県議会あるいは県議会議員がどのような代表なのかということは大きく変わり得ると理解しています。

それで、2番目の役割のところについては、磯崎先生が冒頭でもおっしゃいましたが、地方自治法の枠組みを無視できないので、地方自治法上は地域代表とは書いていませんから、地域代表ではないという前提で議論するほかないと思いますけれども、選挙区制が採られているので、逆に全県一区みたいなことにすることは、地方自治法上多分難しいと思います。一応、1つの市やそれと隣接する町村の区域を1つの単位とするというのが基本的な枠組みだと思いますので、そこは多分あまり動かさないでしょう。それを前提にすると、その中で代表制としてどのような多元的な代表を出せるかというような議論に最終的には落ち着くのではないかと思います。個人的には、なるべく選挙区を広げて大選挙区に近いようなものを組むというのが、妥協の策としてはそれぐらいしかないのかなという気がしていますけれども、それを支える前提として、そもそも地域代表ではない、あるいは都市の方が人口が多いから都市からたくさん議員を出すべきという単線的な枠組みでは必ずしも議論できないのですよという前提として、そういうことを言うということになるのではないかと考えております。

それから、これが三重県だけの問題か、全国的な問題かというようなお話ですが、中間取りまとめはどちらかという一般的な話なので、もちろん最終的に三重県ではこうすべきだというのが最後のゴールですけれども、その前提として中間取りまとめをしますので、やはり一般論としてこうだということは明確に出した方が良いと思います。つまり三重県に限らず、全国的にこうだということはまず明確に言った上で、もし三重県の特長性があるとすれば、それに加えて三重県ではこうですというような言い方をした方が、全体としての説得力が増すのではないかと思います。

大橋委員

全体の代表なのか、地域代表なのか。議会条例か何かがあったのではないですか。

磯崎委員

議会基本条例があるはずですが。

事務局（袖岡政策法務監）

関連するような規定としましては、議会基本条例に、「議員の責務及び活動原則」という規定がございます。読み上げさせていただきますと、「議員は、地域の課題のみならず、県政の課題とこれに対する県民の意向を的確に把握し、合議制の機関である議会を構成する一員として、議会活動を通じて、県民の負託にこたえるものとする」と議会基本条例で規定されており、資料としましては、第1回の調査会で資料2としてお渡ししています。この辺りが関係するのではないかと思います。

金井座長

理屈上の代表の建前論と規範論は、それはそれとして大事だとは思いますが、ただ実態としてどうであるのかという話は、それを「地域代表」という言葉で呼ぶかどうかはともかくとして、ちゃんと議論する必要があると思います。建前は代表だからと言って思考停止して、実態上は地域のエゴを認めているというふうになっているのは、法的な議論で陥りやすいことなので、そこは私としては正面から議論しないといけないと思っています。また、大橋委員がおっしゃったように、司法の場でも全くのつぺりとした全体の代表という話をしているわけではないでしょう。だからといって、ごりごりの地域エゴを認めると言っているわけでもないのです。やはり思考停止してしまって実態を放置するというのが一番良くないと思いますので、そこはちゃんと正面から議論したほうが良いと思います。ただ、それを「地域代表」というラベリングで呼ぶかどうかは別の話です。

地域の事情を表明するとなるといろんな表明の仕方がありますが、それが選挙区と絡んでいるのかどうかという問題はありますし、逆に言えば、都道府県議会の場合は、例えば男選挙区と女選挙区というのは、法的には作れないですね。ロジカルには、選挙区というのは必ずしも区域と同じではないのですが。

選挙区の在り方を考えるときに、なるべく実態上、誰が、どういう議論が、政治システムにインプットされるのかというふうに議論しないと、建前で終わってしまって、まずいのではないかなというのは、私が危惧するところです。また、議員の方に「そんな県民代表と言われたって、選挙区があるでしょう。有権者の声を聴かなきゃ当選できないから駄

目だろう」と言われたときに、我々は説得力を持たなきゃいけないので、そこはもうちょっと踏み込んで理論武装していきたいなと思っています。

磯崎委員

座長が今整理されたことは、私もその通りだと思います。制度的に割り切ることはできないと思いますし、さりとて地域代表だという点をゴリゴリに出すというのもおかしいというふうに思います。

その上で、法律学者の先生方にお聴きしたいのですが、県民全体の代表だという点について、法的な根拠はないのでしょうか。地域代表だと考える余地もあり得るのでしょうか。憲法 15 条 2 項では「すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない」という規定があつて、これは一般職公務員だけではなく、特別職公務員たる地方議会議員も該当するというのを憲法学者からも聴いたことがございまして、それが当てはまるのかどうか。それは書いていないということが正しいのか。大事なことだと思いますので、お聴きをしたいというのが 1 つ質問です。

また、この資料 2 の「人口減少により生じる課題・対応等」が、県議会の在り方に関わるのかどうかという点ですが、原田委員と同様、私も大いに関わると思います。1 点目の「人口の都市集中」ということですが、言い換えると、地域間の人口格差が大きくなるということだと思うのですね。全体が人口減少になるのはそんなに問題ありません。もちろん全体が減るから議員を減らすということはあるかもしれませんが、むしろプロポーシオンの方が問題でして、人口の地域間格差が大きくなって、地域の代表たる声、代表機能が、一部の地域はだんだん弱くなるという点が問題ではないかと思います。したがって、この問題について答えるというのは、三重県だけではなくて、これからの都道府県、あるいは大規模な市において、自治体議会の在り方、選挙制度の在り方に大いに関わるのかなと思います。そんなふうに捉えるべきではないだろうかということが 1 つです。

もう 1 つは、この 1 つ目の人口格差と、2 つ目の広域自治体として果たすべき役割も、いずれも具体的に考えてみる必要があるのではないかと思います。それは中間取りまとめの後でもいいと思うのですが、1 つ目の人口の格差ということで言うと、例えば北部と南部で意見が対立するような議案があるかどうか。地域のバランスといった問題は執行機関の対応でいいのではないかという話があつて、確かに事業の箇所付けや予算の組み替えというのは執行機関の権限ですのでそういったこともありますが、議会の決定権に関わるような事項で、かつ、北部と南部の利害が対立するようなものがあるかどうか。この辺を見たいと思います。また、広域自治体には、広域・連絡調整・補完という 3 つの役割があるわけで、この 3 つ目の「補完」が今後拡大すると考えていいのかなと思うのですが、そ

の時の「補完」というのは具体的にどういうことなのか。例えば、介護保険の事業運営を県がやらざるを得ないというようなことに波及してくるのか。そうすると北部の自治体との関係とは随分違うというか、まさに県が基礎自治体としての役割も担うということになります。あるいは、もしかしたら義務教育も一部県がやらざるを得ないかもしれない。そんなふうに、具体的に考えてみる必要があるのかなと思います。

また、これは参考情報ですが、私がこの問題につながるなと思っていましたのは、私は神奈川県に参加をやっておりましたが、神奈川県では政令市が3つございます。その政令市はほぼ人口比例で選ばれますので、7割近くの県議会議員が政令市の選挙区から選ばれることになります。ところが、議会に出てくる案件は、むしろ政令市以外の地域に関係する事案が多い。実はここに大きな課題がありまして、当時の知事などは、政令市の議員はなるべく少なくしたい、そういうことができないかという問題意識がありましたが、私は参加として、「それは限界があります。人口比というのが基本でしょう。政令市の県民も参政権を持っていますし、当然税金も納めていますので、限界があります」というふうに何度か答えました。政令市と県の役割というところでこの問題が非常に露骨に出てくるかなと思います。

その中で大きな課題になったのが、2005年ぐらいだったと思いますが、水源環境保全税の導入を県議会が決定する時に、大都市部の議員さん達はちょっと慎重だったんですね。これは大都市の県民には増税になるわけですが、受益は丹沢地域などの森林地域にお金を落として、森林を守るとともに地域振興を図るというわけですので、利害が地域的に対立し、党派の中でも意見が対立したと聴いています。その時にいろんな議論を経て、最終的には規模は縮小しましたが、水源環境保全税は成立しました。そういう意味では、議員の方々は全県民の代表として水源地域のことも考えてご判断されたのかなということになります。具体的な事例としてはそんな事案があるのではないかと思います。

政令市の問題に戻りますと、この問題に対しては比例代表制にするという選択肢があり得るとおっしゃる研究者もいらっしゃいますが、私は比例代表制というのは、先ほど座長もおっしゃったように、地域の政党の実態等を考えますと合致しないと思いますので、やはり選挙区制度でいかざるを得ないのではないかと思います。後半は関連情報でございました。

金井座長

いろんな論点があったと思います。比例代表制というのは、結局、人口の多いところの声がたくさん出るという制度なので、必ずしも比例とは限らないのが実態でしょう。会派で選ばれるけれども、結局、大都市や人口の多いところの声の大きい会派の声になるとい

うことで、必ずしも地域のクリーヴィッジを見た時には、それが消えないのですよね。制度で消しても、実態は消えないということが、この議論で一番重要だと思っています。制度的に地域を消したからといって、地域の利害の問題は消えるわけではないということを、我々は議論したい。同じように、県知事もそうなんですよね。県知事も基本的には大都市部の得票で受かるという構造になっている。全県一区というのはそういう構造になっている。

制度問題はともかくとして、三重県で、南北問題で地域間の対立がクリアに出た問題はあるのかどうかというのは、後で情報をいただければと思います。

一般的な県議会は、たまたま日本の自民党が郡部と市部に両方またがっていて、かつ、市部の方で多党化が進んでいて自民党が弱いので、自民党の中では、結果的に郡部の比重が過剰代表されているおかげで、なぜか郡部の意見が比較的反映されるという、たまたまの一党優位制という政党システムによって、制度として論理的には郡部の意見への配慮は成立しないけれども、社会学的、政治学的に成立しているという偶然の帰結がある。三重県はちょっと違いますが、一般的な県議会では、自民党圧倒優位だけれども、都市部の自民党が弱いというおかげで、人口比例の割には郡部が冷遇されていないというのは、結果として生じていることがあるでしょう。

三重県はどうですか。南北対立するような議案というのはあったでしょうか。定数問題がまさに南北対立ですか。

中嶋議長

発言させていただいてよろしいですか。

具体的には2つほどあります。1つは、南部地域活性化基金という南部地域の13市町だけで使える基金条例を出してきた時に、やはり北勢地域の議員の皆さんを中心に、やりすぎじゃないのかというご意見があったことがあります。いろいろと条件を縛って、複数の市町で連携して行う事業を対象にするといった縛りをつけたんですが、それを来年度から単独の市や町でもやれるように運用を改正したいというようなご意見が執行部から出てきたときに、それだったら基金として条例で使い道を決めるというのではなく、毎年の当初予算の議論で出してくればいいのではないかというのは、今まさに県議会の中で行われています。

もう1つの例は、磯崎先生がおっしゃられた森林環境税、みえ森と緑の県民税とありますが、これを三重県も導入する際に、それがいわゆる林野の多いところだけのためじゃないのかというような議論がありました。それは北部対南部ではなく、どちらかというところと森林がたくさんあるところと森林がない都市部というところの対立ではあったのですが、そ

れについても、その税の使い道として木材を消費するということについても使っているようにしましようということと、その使う主体は市や町の行政ということでやりましたので、そこで一応決着はつきました。

一時やはり都市部の方から、地方の方ばかりにお金を使っているのじゃないかというよな、そういうご意見が出た2つの事例を思い出したところです。

金井座長

ありがとうございます。磯崎委員から発言のあった憲法15条の解釈の問題について、違憲になるような報告書は出してはいけませんが、どのように考えましょうか。

大橋委員

全体の代表かどうかというのは、国会議員のときの議論として、平等原則をどこまで譲れるかという議論の中で出てきていると思います。地方議会議員については、公務員だから全体の代表者ではあるのですが、直ちに全体の代表者であるかどうかという議論は国会議員のような厳しさはないのではないのでしょうか。公職選挙法の規定からすると1票の格差が3倍くらいはあり得るということで、そのこと自体は問題にしていけない状況でもあります。全体の奉仕者かどうかといえば全体の奉仕者ではありますが、そのことが平等原則を厳守するということになるのか、地方議会では少し緩くても良いのか。もう少し調べてみます。

金井座長

平等原則がどこまで許されるかという時に、地域代表的な側面が加味されているのかどうか、あるいは全体の奉仕者性で縛りがあるのかという話であったのではないかと思います。

また、憲法15条の問題なのか憲法14条の平等原則の問題なのかということはありませんが、15条だとすると、公務員は全体の奉仕者であると言ったはいいとして、それでは地方公務員、三重県の公務員は、一体誰の、どこの奉仕者なのかという問題もあります。私は国民だと思っていて、三重県の公務員が三重県のことだけ考えていていいのかという問題があって、理念上は国民ではないのでしょうか。

加藤委員

手元に資料等がないのでストレートに磯崎委員の質問に対して答えられるか分かりませんが、憲法15条の「全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない」ということの持

つ意味は、議員ではない公務員がある一定の政党に所属している時に、その政党のために仕事をしてはならないのだということ、だから公務員の政治的行為の制限というのが国家公務員もあり、地方公務員の場合は地方公務員法でやってはならない政治的行為というのが規範化されていて、そういう場面で憲法 15 条はよく使います。

それで、憲法で全国民の代表性というのは、憲法 43 条で、国会議員は全国民を代表するという言葉があります。今問題となっているのは地方議会議員ですが、憲法のどこを見ても、地方議会議員は全県民の代表者であるということは書いていないのですね。地方自治法を眺めてみても、その文言はないのですね。それと同時に、県議会議員は自分の選挙区の代表者であるというような地域代表的なことも一切書いてないのですよね。書いてあるのは、選挙に関することは条例で定めるということです。ただ、裏からは言えると思うのですが、県議会議員なり市町村の地方議会議員が地域代表的要素を持つというのは、地方自治法を裏から読むと、リコール制が参考になるでしょう。国会議員にない、選挙区でのリコールの成立があります。ある一定の県議会議員のリコールについて、三重県全部で投票するわけではなくて、あくまでもその選挙区で投票をする。そうすると、やはりどこか地域代表的な要素があるのだらうというふうに眺めることができます。

憲法学で、外国の憲法でも大体そうですが、国会議員を全国民の代表というのは、あなたはどんな経緯で国会議員になったにせよ、とにかく天下国家のためにいるのだという、そういう非常に強い要請があるのですね。恐らくは、地方議会議員に全県民を代表しなさいということを求めるのであるならば、あなたがどんな経緯で当選したにせよ、県政のことを真面目にやりなさいという、そういう非常に強い要請があると言えるのではないのでしょうか。

もう 1 つは、1 票の格差について、法律で衆議院の場合は 1 対 2 と出ていて、参議院の場合は何かまだはっきりしない状況だと思います。地方議会については、大橋委員が言われたように、3 倍ぐらいまではあるのではないかというような話になっていると思います。ただ、再確認しなければならないのは、格差が 3 倍あるような選挙制度をもし私たちが作ったとして、重要なことは、投票する住民からすると、この格差というのは、継続的な選挙権侵害なのだということを絶対に忘れてはいけない。そこに住んでいる人の権利侵害が継続しているのだということです。1 票の格差訴訟というのを最高裁判所はやっと真面目に取り上げるようになった。単なる制度の問題ではないのだということは、やはり知っておかないといけないのではないのでしょうかと思いました。

金井座長

法的な問題についても多少報告書でも書いていかないといけなくて、事務局は大変だと

と思いますが、原理原則の問題はやはり解決しないといけない。憲法にあまり書いてない、地方自治法にもあまり書いていないという中で、どういう原則を考えるのかというのは非常に重要です。一方で、平等原則は必ずあって、選挙権を侵害してはいけないということは当然で、この問題は非常に大きいでしょう。

谷口委員

この調査会がフラットに話し合いをして、フラットに意見がまとめられるということを目指すという観点から見ると、この中間取りまとめ、資料2の左側ですが、三重県様の議員定数の問題の論点の推移を考えたときに、最初は行財政改革という面があって、次に、2014年あたりで人口減少における地域格差という論点が出ていて、その論点を少し引きずっている感じがするのですね。定数を元に戻すというところの論点で、この人口減少とか地域格差の問題を考えようというのが出ているので、そこをフラットに考えなくていいのかなというのがずっと気になっています。

資料の左側の欄の一番下の意見を言ったのは、人口減少というファクトとしてあることに対してどう対応するか自体も、それは三重県様が考えることだと思うのですね。それが、資料の左側の1番目と2番目の論点だけを見ると、1番目で「人口格差」と言ってしまうと、「格差は縮めなきゃいけない」ということになりますし、2番目の県が市町村を補完するという話になると、県が各地域のことを見てカバーすると言っているわけで、そこが公平さの点で大丈夫かなと思います。定数の削減に賛成する立場の側からすると、最初から資料の左側の四角の中で、定数を戻した改正の時の論点が出されているように思われるかもしれないというふうに感じています。

1番目と2番目の論点は個人的にはもちろん大切なことだと思っていますが、議会や議員がやらなくても、行政的な措置や財政的な措置で格差を埋めることや、あるいは県の補完機能、いわば行政の間同士のやり方というの、議論としてはある。また、県の役割が大きくなるかもしれないし、あるいはよく言われているように、圏域や小さい基礎自治体同士が助け合うというような、自発的な取組を促すという方向性もあるかもしれないので、県の役割が必ず大きくなるかどうかはこれから様子を見るところもあると思うのですね。ですから、1番目と2番目も、もちろんファクトや論点としてあると思うのですが、それを公平な議論の出発点として置いてもいいのかどうか、気になっているところがあります。

それから、地域代表か全体の県代表かというのはすごく勉強になったのですが、これまでの三重県様の定数改正の論点も、建前でいうと県全体のことを言っていると言えなくもないのですね。最初の定数改正は、コストカットや県全体の行政改革で、県全体を見てい

るのでと言えなくもないですし、地域間格差を考えようというのも、県全体のことを言っているとさえなくもない。1票の格差を減らそうというのも、県全体のことと言えなくもないと思うのですが、結果的にはそれぞれの論点は、北やあるいは南を定数の部分で利する場合があって、表から見ると県全体の利益ということに一見なっているけれども、定数を実際に振り分けると、それは北を削るとか南を削るとかいったような地域的な差が出てきてしまうので、揉めているということだと思います。

また、1票の格差という論点もありますが、これもよくある議論で、1票の格差というよりも、住民1人の平等性を言っているということですよ。そこに住んでいる住民の人数で平等かどうかと言っている議論であって、実際のところは、住民は投票に行ったり行かなかったりする。つまり、1票の格差ではなくて、住民1人の平等性のことを基本的に論じていることが多いのではないかと思います。都市は1票の格差を是正すれば定数は多く得られるのですが、そもそも都市部の住民の投票率は低いという問題があります。都市の方は選挙に行かないので、定数があっても、つまり、選挙の参加の権利というのはならされても、実はそれを行っていないという問題点があります。資料の右の欄に加えないといけないと思うのは、例えば三重県様で言うと、南部の方では定数が必要、地域代表が必要だとおっしゃるけれども、無投票当選が生じている場合もあり、選挙を実効性のある形にする努力をされていますかというところがありますし、また都市部においては、人口でならしたら定数をもっと必要なはずだ、格差が2倍、3倍あるのはおかしいと言われるけれど、投票率が上がるような努力をされていますかということがあります。先ほどの横浜市と神奈川県の問題じゃないですが、政令指定都市に議席があるけれども、都市部は投票率が低い。さっき金井先生が偶然こういう政治的な状況ができていうふうにおっしゃいましたが、都市住民の方が政治に依存していないので、選挙に行かないわけですね。実効性のある選挙にする努力も必要ということも、資料の真ん中の枠に入ってくることだと思います。

金井座長

谷口委員からは、以前から報告書の政策的中立性といいますか、政策は県が判断するわけで我々はそれに対してニュートラルでなければいけないということでご意見をいただいています。我々が報告書を作成するとき、ある政策をフィックスして報告書を書いていいのかと言われると確かにそれは難しいでしょう。いくつかの政策判断に対して、こういうときにはこうだろう、別のときはこうだろう、という話は出てくるかもしれませんが。ただ、「こういうときには」と政策を決める際に、資料の一番下の四角囲みのことが関係して、選挙区や定数の在り方自体が事実上構造的多数を生み出していれば、実質的にはそ

れで政策を決めたことになっているということです。そこも中立的に考えないといけないということで、非常に難しい問題があるということでしょう。

それから谷口委員がおっしゃったのは、制度の話だけでとどまってはおらずに、実態としてどうなのかも含めて議論していかないといけないということでしょう。非常にその通りだろうと思いますので、そこも含めて議論しなきゃいけないと思います。

大橋委員

最後の部分と言いますのは、非常にいい加減な言い方をさせていただくと、要するに、日常生活で大したことがないときには、選挙に行って議員を誰にするかということまで考える必要があるのかという感覚がかなりあると思います。そのこと自体は民主主義から見ると問題かもしれませんが、ただ問題なのは、何かが起こったとき、例えば先ほど話があったように自分たちのところに関わる条例をつくる、あるいは競馬場をつくるなどが起きたときのことはある。つまり、日常では行使していなくても、どこかのところで行使できる部分がある。先ほどのリコールの話ではないですが、リコールすることができるということは、一つの意味としてあるのだと思うのですよ。だから、日常的に選挙に行かない、選挙に行きなさいという論点も大事だとは思いますが、それだけではないのかなという気がします。

金井座長

やはり実態として使っているということと、使っていなくてもいつでも使える状態にあるかどうかというのは、両方議論しないとイケないのでしょうか。ほかにはいかがでしょうか。

私が資料の左の欄で気になるのは、人口格差の話は論点として出ているけれど、むしろ今の問題はシルバーデモクラシーのこともあります。高齢者が増えると高齢者の意見が過剰代表されざるを得ないのではないかという問題です。もともと議員構成は、そういった状態にあったんですよね。高齢化の話が全然論点にならないということは、何も問題だと思われていないのかということが不思議でしょうがない。もちろん、ジェンダーの問題も全然論点に出てきていない。

属性的反映性というのも微妙で、高齢者が増えたら高齢者を代弁する議員が増えた方がいいでしょうというのは人口比例の議論ですが、結局それはシルバーデモクラシーといわれて、高齢者に有利な政策が構造的に行われるようになって、少子化がさらに加速されることになるというのが日本の現状だったのではないかと、という問いもあります。もっと言えば、外国人の問題も今後おそらく出てくると思うのですよね。今は日本人の話だけです

が、三重県も外国人労働者が多くいらっしゃるというときに、全然視点に上がってこなくていいんですかということもあります。

要は、あまりに視点が地域の話だけに局限されていて、それは高橋委員がおっしゃるように、選挙区だからそういう視点になる、制度のせいでそもそも議員の視点が矮小化させられているのではないかとということもあります。もう少し原理的に、多元性といいますか、それをどこまで広げられるのかというのは考えていくべきだと思います。

加藤委員

今言われたのは、多分、選挙をしてこの人が当選して、なるべく格差がないようにというような仕組みとは違ってということだと思います。それで、県議会の運営の在り方とも結びついていくと思うのですが、議場では議員でないと発言ができないというのはおかしいのですね、そもそも。ジェンダーバランスを考えるのであるならば、地域で頑張っている主婦の方がスピーチできたっていいわけですし、あるいは外国人労働者の人たちもスピーチできればいいわけです。そういうようなことが、おそらくは在り方改革の中の一つのやり方で、今まではなかったような別の方法を考えることが在り方改革だったのではないのでしょうかという言う気がするのですよね。

どうして県議会の議場には、行政マンと県議会議員しかいないのか、なぜそれ以外の人たちはそこで発言しちやいけないのか、それを妨げるのは何であろう、という問題の立て方もあるのではないのでしょうか。もちろん事前手続きは必要で、今日はこういうテーマという設定の中で、ある一定の基礎的自治体で、地域のオピニオンリーダーみたいな方もいいだろうし、実際の運動家でもいいだろうし、そういう人たちの声を聴くということぐらいは、その人たちに議決権を行使させるという話ではありませんので、何かできるのではないのでしょうかという気がいたしました。

大橋委員

そのようなことはやっていないのでしょうか。

金井座長

公述人とかはありますけれど、現実にはほとんどやっていない。それから請願陳情の時に提出者の発言を認めるかどうかというのはあります。しかし、形骸化しているというのが実態で、アメリカのように、公聴会においていろんな人が発言できるという形になっていないでしょう。

定数の話でいえば、例えば議員が減ったとしても、意見を言いたい人が直接議場に行け

るのであれば、まさに代替措置の形としてはあるでしょう。議員は減ったとしても、誰でもいつでも行ける、だから声は届けられると、そういう話はあるかもしれないです。だから、議会運営の在り方は定数の在り方と実は連動するかもしれないです。定数や選挙区以前の問題として、そういう在り方をここで議論してもいいかもしませんが、諮問事項より外れすぎると言われるかもしけません。

大橋委員

そうしたことから議論するのは難しいでしょうが、代替措置の類型としてであれば、議論の中に入り込むかもしけませんね。

金井座長

ただ、やはり議決権がなくて言っぱなしということでは代替にならないということも十分あり得るかもしれないですね。

高橋委員

資料の左の欄の真ん中の「市町の役割の補完など」というところですが、市町の役割の補完という形では、こういった広域自治体の役割としての垂直補完のことで、それから水平補完がありますよね。水平補完というのは、当然のことながら地域の在り方と密接に関わってくる話で、一つの自治体としての論点ではないですが、地域の在り方に関係することですので、その辺の論点も入れておいた方がよろしいのではないかと思います。

金井座長

まさに、垂直補完を決め打ちしてしまうのは、政策的にニュートラルではないのではないかと思います。いろんな形があり得て、その中で議会の在り方が変わるとすると、決め打ちした答えが出せないということです。

いろんなご意見をいただいて16時近くになってしまいました。とりあえず、今日の議論を事務局でまとめていただいて、次回になるべく骨子のような形にするということでしょう。いろんな意見が出たということに尽きるのではないかなと思ひまして、簡単に選挙区と区割りの話に入っていけるものではないということになるかもしけません。

次に、3の「その他」として、次回の調査会の進め方です。次回の調査会の予定は、皆さんの日程調整を経て、1月30日木曜日14時に都道府県会館で開催ということです。その後の予定の変更等は大丈夫でしょうか。1月30日木曜日の14時から16時ということで、正式には後日通知いたしますが、日程のご予定をお願いできればと思います。

今回は、まさに中間取りまとめに向けた議論をしないといけません。いろんな意見が出たのですが、中間取りまとめとなると報告書になり、報告書になるとすると報告書案を議論しないといけない、そして、報告書案を作るためには骨子が必要だということで、残り2回しかありませんので、次回に骨子を出すしかないということになります。そこで議論を深めていきたいと思いますが、よろしいですか。

(異議なし)

金井座長

それでは、今回は骨子を議論いただき、2月の調査会で、報告書素案として文字化されたものが出て、皆様のご意見をいただいて、大いなる駄目出しがされるともう1回会議を開かなきゃいけないということになりますし、大いなる駄目出しでなければ、座長預かりで一任いただいて修正いただくという段取りにおそらくなると思います。

とにかく今回は骨子を示して、こういう論点を入れたほうがいいのか、こういうことが足りないとか、これは余分だというご議論いただければと思いますが、よろしいですか。

磯崎委員

そのたたき台がこの資料2なのですよね。これに今日の議論を加えていくということでしょうか。

金井座長

そうですね。今日の議論を受けて項目を増やすということでしょう。

あと、法的な話はどこまで書けるか分かりませんが、法的な話、原理原則の話も触れないといけないと思います。

加藤委員

法律上できないことというのがあって、現在の市町村を分割して選挙区をつくるとか、三重県全区を1選挙区にして比例代表制を導入するかすると、これは裁判所でもって権利侵害だと言われるでしょう。だから、法律上の許容要件というのはあるわけです。

大橋委員

憲法論というよりは、地方自治法や公職選挙法の問題でしょうね。

金井座長

ただ、改正要望を出すということもできるのですよね。現行法ではここまでしかできな

いけれども、調査会として、むしろ国に改正要望、例えば全県1区にできるようにしてくれというような改正要望を出すことはあり得る。ですので、必ずしも現行法でできないことは全部議論しないとする必要ないと思います。もちろん、現行法でできることとできないことの確認しておく必要があります。

大橋委員

法律を改正してもらおうというのは、今回の答申、報告書の範囲としてあるのでしょうか。

金井座長

意外と議長会が頑張ると法改正に持っていくということは、決して不可能ではないのですよね。今までも議長会の力で法改正するということがないわけではなくて、通年議会のこともありますし、不可能ではないです。ただ、現行法でできることで考えていくということは大事だと思います。

あと、都道府県議会議員の選挙区として市は分割できるらしいですね。

岩崎委員

公選法の規定で、衆議院の選挙区によって市域が分割されている場合ですね。

金井座長

衆議院の選挙区と連動して線を引くことはできるということでしょうか。

岩崎委員

富山県で例があるようです。

金井座長

逆にいうと、衆議院の選挙区を先に変更してもらえばいいわけですね。なるほど。

ということで、今日の議論はこのぐらいにしたいと思います。どうもお疲れ様でした。